新規登録申請書 チェックリスト

申請書を提出前に、申請書一式を確認し、下記項目にチェックしてください。

診断員	登録	申請	書

- □ 建築士は 建 築 士 用 、技能士は 技 能 士 用 の申請書に書いた
- □ 申請者欄に自宅の住所を書いた(勤務地欄とは別)
- □ その他 診断実施希望地域を選択し、記入した
- □ ふりがなを振った
- □ 記入間違い、記入漏れはない
- □ 消えるペン、鉛筆で書いていない

□ 登録要件を証する書類

該当(添付)するものにチェックしてください。

(※ 登録要件については、開催案内チラシをご覧下さい。)

申請者が建築士の場合

- □ 建築士免許証の写し
- □ 建築士事務所登録書の写し(奈良県知事登録)

申請者が建築大工技能士の場合

- □ 建築大工技能士合格証書の写し
- □ 建設業許可書の写し (奈良県知事若しくは国土交通大臣の許可)

□ 講習会修了証写し(当日I部受講者は不要)

- ・平成24年度以降の奈良県主催「既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習会」
- ・平成24年度以降の(一財)日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」
- ・上記 2 点と同等の講習会 (例:地方公共団体が実施した既存木造住宅耐震診断講習会) のいずれかの講習会
- □ 6ヵ月以内に撮影した写真(縦 3cm×横 2.4cm)2枚
 - □ 1枚は申請書にのり付けし、もう1枚はクリップ等で留めた
 - □ 裏に撮影年月日と氏名を記入した

□ 返信用封筒

- □ 84円切手を貼り付けた
- □ 住所氏名を書いた
- ※ 建築大工技能士と建築士の資格を併有されている場合についても、建築士法の規定が適用されるため、耐震診断業務の実施にあたっては、建築士事務所登録が必要です。